

平成29年度第3回江東区外部評価委員会（B-②）

1 日 時 平成29年7月19日（水）
午後6時30分 開会 午後9時8分 閉会

2 場 所 江東区役所 7階 第71会議室

3 出席者

(1) 委員

塚本 壽雄	藤枝 聡
布施 伸枝	

(2) 関係職員出席者

[施策29]

都市整備部長	吉川 甲次
環境清掃部長	林 英彦
都市整備部 住宅課長	梅村 英明
環境清掃部 環境保全課長	保科 昌男
環境清掃部 清掃事務所長	平松 紀幸
都市整備部 住宅課 住宅管理係長	斎藤 守
都市整備部 住宅課 住宅指導係長	杉本 勝
環境清掃部 環境保全課 環境美化係長	佐藤 裕司

[施策32]

都市整備部長	吉川 甲次
総務部長	鈴木 亨
土木部長	並木 雅登
都市整備部 建築調整課長	半田 智隆
都市整備部 地域整備課長	立花 信行
都市整備部 建築課長	西尾 基宏
総務部 防災課長	大塚 尚史

土木部 管理課長	吉野正則
土木部 道路課長	中尾英樹
土木部 河川公園課長	大野俊明
土木部 施設保全課長	仁平剛男
総務部 防災課 防災計画係長	有泉智樹
総務部 防災課 災害対策係長	金三津仁
都市整備部 建築調整課 建築防災係長	石橋勲
都市整備部 地域整備課 不燃化推進係長	中原美和

(3) 事務局

政策経営部長	押田文子
政策経営部企画課長	炭谷元章
政策経営部財政課長	岩瀬亮太
政策経営部計画推進担当課長	日野幸男

4 傍聴者数 なし

5 会議次第

1. 開会
2. 施策29 「住みよい住宅・住環境の形成」ヒアリング
3. 施策32 「災害に強い都市の形成」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

6 配付資料

- ・委員名簿
- ・出席職員名簿（施策29・32）
- ・席次表（施策29・32）
- ・実施実現に関する指標に係る現状値の推移（施策29・32）
- ・事業概要一覧（施策29・32）

- ・ 施策評価シート（施策29・32）
- ・ 行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策29・32）

午後 6時30分 開会

○塚本班長 皆さん、こんにちは。おそろいでございますので、これから第3回の江東区外部評価委員会、B班ヒアリング第2回目を開会いたします。本日は、12名の外部評価モニターの皆さんにご参加いただいております。ご参加ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

今回の第2回評価対象施策は、施策29番「住みよい住宅・住環境の形成」、それから施策32番「災害に強い都市の形成」、この2施策でございます。

初めに、皆さん方、お手元の資料の確認をお願いいたします。席上に会議次第というものがあまして、その下の欄に配付資料ということで7種類の資料の一覧がございますので、ご確認いただきまして、不足がありましたら事務局のほうへ手を挙げていただければ結構ですので、お願いいたします。

それでは、ヒアリングに入ってまいりたいと思いますけれども、その前に、委員のほうから自己紹介を申し上げます。お手元に名簿がございます。

私は、本B班の班長を務めます、早稲田大学名誉教授、公益社団法人全国行政相談委員連合協議会顧問を務めております塚本壽雄と申します。どうぞよろしくお願いたします。専門は行政学と政策評価論でございます。

○藤枝委員 皆さん、こんばんは。立教大学総長室調査役の藤枝でございます。専門は大学経営、非営利組織経営、それからシチズンシップ教育の勉強を行っております。どうぞよろしくお願いたします。

○布施委員 布施伸枝と申します。公認会計士でございます。行政運営、行政改革ということで参加させていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

○班長 それでは、本日ご出席の区の皆様方につきましても、これまたお手元に名簿がございます。この順番に、恐れ入りますが、ご紹介いただければと思います。よろしくお願いたします。

○吉川都市整備部長 都市整備部長の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○林環境清掃部長 環境清掃部長の林でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○関係職員 住宅課長の梅村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○保科環境保全課長 環境保全課長の保科でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○平松清掃事務所長 清掃事務所長の平松でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○斎藤住宅管理係長 住宅管理係長の斎藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○杉本住宅指導係長 同じく住宅課住宅指導係長の杉本と申します。よろしくお願ひいたします。

○佐藤環境美化係長 環境美化係長の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○班長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ってまいります。最初に、施策の「住みよい住宅・住環境の形成」の現状と課題、それから今後の方向性等につきまして、事務事業や施策の体系、指標の位置づけなどを絡めて、10分から15分でご説明をお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひします。

○関係職員 私から、施策29、「住みよい住宅・住環境の形成」についてご説明させていただきます。施策29は、施策の大綱の「05 住みよさを実感できる世界に誇れるまち」の中の基本施策の「11 快適な暮らしを支えるまちづくり」の中の一施策として位置づけられてございます。

それでは、お手元の施策評価シートに基づきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、1の「施策が目指す江東区の姿」でございますが、「多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和のとれた住環境が実現されています。」としてございます。社会経済情勢等、住宅施策の取り巻く環境が大きく変化する中で、そのような住居・住環境を実現するためには、まちづくり、環境、福祉等の関係分野と連携して住宅施策を総合的かつ計画的に推進する必要があるというふうに考えてございます。

次の2、「施策を実現するための取り組み」では、区の取り組みの方向性を3点掲げてございます。まず1点目の「多様なニーズに対応した住まいづくり」として、住宅市場において自力で住居を確保することが難しい高齢者、障害者、子育て世帯等が安心して暮らせる住宅を確保できる環境を実現するために、大規模開発や公的住宅の建替え・改修等に、多様なニーズに対応した住まいの供給の誘導を図るとともに、民間賃貸住宅への入居支援を実施することとしております。

2点目の「良質な既存住宅への支援・誘導」では、本区の居住形態の大きなウエートを占めておりますマンションをはじめとした、さまざまな既存住宅の良好な維持管理や再生

を促進するため、区民に対しまして啓発・相談事業や支援事業を実施するとともに、マンションの管理組合等に対しまして、ユニバーサルデザインの視点に立った計画的な修繕やリフォームを誘導することとさせていただきます。

3点目の「良好な住環境の推進」では、積極的な緑化整備や歩道状空地の確保、環境美化など、よりよい住環境を促進することとしております。

次に、「3-1 施策に影響を及ぼす環境変化」でございますが、主なものについて申し上げます。まず、左側の5年前から現在までのところでは、上から5つ目と6つ目に記載しておりますけれども、国では、平成28年3月に今後10年間の住宅政策の指針となる新たな住生活基本計画を策定し、東京都では、都民の良質なマンションストックの形成を目指すことを目的として良質なマンションストックの形成促進計画を策定してございます。そのような中、本区ではマンション等の建設指導について、条例等の運用により、公共公益施設整備との整合、良好な住環境の形成に努めてございます。

また、下から2つ目になりますが、高齢者の増加に伴い、エレベーターのない共同住宅や段差等のある戸建て住宅での生活が難しく、また家賃負担軽減のため転居を希望する高齢者が増え、高齢小規模世帯にふさわしい住宅が求められております。このような状況の中で、高齢者等の住宅確保要配慮者、つまり住宅困窮者への民間賃貸住宅ストックの供給不足が生じてございます。

次に、右側の今後5年間の予測でございますが、上から2つ目に記載のとおり、今後もマンション建設の継続が見込まれ、マンション建設に対する行政指導が引き続き求められるほか、3つ目に記載のとおり、マンション建設により、小学校等の公共公益施設の受け入れが厳しくなる地域が出てくると予想されております。また、下から2つ目に記載のとおり、居住者の高齢化に伴い、バリアフリー化されていない住宅に住み続けることができなくなったり、ライフスタイルに合わない住宅で住みづらさを感じる居住者が発生するほか、高齢者層の住宅困窮者が増加し、公的支援を含めた幅広い居住支援の要請が高まると予測してございます。

次のページです。4の「施策実現に関する指標」についてご説明いたします。本施策の達成状況をはかる物差しとして、5つの指標を掲げております。初めに、指標114「住宅に満足している区民の割合」及び指標117「住環境に満足している区民の割合」につきましては、平成28年度江東区長期計画区民アンケート調査による数値で、住宅及び住環境に満足している区民の割合は着実に目標値に近づいてございます。マンション等の建設に関する

条例によりまして、良質な住宅の供給、良好な住宅ストックの維持管理等、住環境の整備を図っているほか、たばこのポイ捨てや歩行喫煙等の防止について、みんなでまちをきれいにする条例推進委員との駅頭キャンペーンの実施、「歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止」と記載された路面標示シートの設置、歩行喫煙等禁止パトロール指導員による駅周辺の巡回などによりまして、区民の意識啓発に取り組んでおります。今後も2施策を推進してまいります。

次に、指標115「集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合」でございますが、以前はマンション実態調査による調査票の配布数に対する集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合を指標としておりましたが、調査票の回収数に対する割合に変更いたしまして、新たに目標値を設定してございます。

集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合は、平成20年度のマンション実態調査では85.5%であったのに対し、平成26年度の同調査では87.5%と増加傾向にございます。引き続き適切な指導等を実施してまいります。

次に、指標116「マンション計画修繕調査支援事業を利用するマンション管理組合等の件数」でございますが、平成26年度22件、平成27年度21件、平成28年度24件とおおむね横ばいで推移してございます。目標値の35件には及ばないものの、住環境の維持管理を図る上では有効な施策でございますので、制度の周知に努めてまいります。

次に、指標118「歩道状空地の整備」ですが、歩道状空地の整備について、平成26年度延長1,851.59メートル、面積6,067.66平方メートル、平成27年度は延長が879.95メートル、面積2,229.56平方メートル、平成28年度は延長1,329.42メートル、面積3,216.54平方メートルとなっております。マンション等の建設に関する条例に基づき、敷地面積が500平方メートル以上のマンション建設計画において、事業者に対しまして、引き続き歩道状空地の適切な整備を指導してまいります。

次に、「6 一次評価」の(2)施策における現状と課題の主な内容についてご説明いたします。1つ目及び2つ目のひし形のところでございますけれども、高齢者等の住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、江東区居住支援協議会を通じた住宅関連事業者とのさらなる連携が必要であるとしておりますけれども、この居住支援協議会とは何かということですが、実は住宅セーフティネット法に基づくものでございまして、住宅確保要配慮者、例えば高齢者とか障害者とかひとり親、こういった方の住宅困窮者が民間

賃貸住宅への円滑な入居を図れるように、区や不動産団体、住宅供給事業者、例えばUR都市機構とか住宅供給公社などが、住宅情報の提供等の支援を実施するために設置したもので、江東区は、平成23年に23区で最初に設置し、民間賃貸住宅のあっせんを行ってございます。ちなみに、23区では6区が設置してございますし、都内62区市町村では9区市が設置をしておりますけれども、その先頭に立ってスタートしたというのがこの事業でございます。

戻りまして、また民間賃貸住宅の貸主の不安を軽減するために、既存の見守り事業等の入居支援策の活用促進を図る必要がございます。また、高齢者以外を含めた障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対する居住支援を検討する必要があったことから、今年度29年度から、「お部屋探しサポート事業」として新たな民間賃貸住宅あっせん事業を展開してございます。

次に、4つ目のひし形でございますが、民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑な管理組合の運営が図られるようにマンション管理組合等に対する支援を着実に推進する必要がございます。

次に、5つ目、6つ目のひし形でございますが、マンション等の建設に関する条例やみどりの条例などに基づき、みどり豊かで快適なまちづくりを進めるために、事業者・区民を適切に誘導する必要があるとともに、歩行喫煙等の防止に関する条例など住環境の形成において、どのように取り組んでいくかが課題と考えてございます。

次に、(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性でございますが、今後、江東区居住支援協議会を含めまして、福祉部門や住宅関連事業者等の連携をさらに強化いたしまして、民間賃貸住宅における高齢者・障害者等の安心居住の確保に向けた仕組みづくりに取り組んでまいります。また、公的賃貸住宅の建替え等に際しまして、居住者や地域のニーズに応じた施設整備を求めてまいります。

また、2つ目及び3つ目のひし形に記載のとおり、良質なマンションストックを形成するために、マンション管理に関する取り組みを推進し、住宅ストックの長寿命化への取り組みを支援・誘導していくとともに、既存住宅の適正な維持管理や改修・建替え等に係る計画策定を支援していきます。また、住みよい住宅・住環境の形成には欠かすことができないマンション建設指導においては、良好な住環境づくりのため、緑化・公開空地・歩道状空地の整備等、引き続き事業者に対して求めてまいります。

最後に、たばこのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けては、既存事業の見直し・改善に

取り組むとともに、新たな啓発手段を検討してまいります。

次に、昨年度の行政評価（二次評価）の結果とこれまでの取り組み状況についてご説明申し上げます。

まず、昨年度の行政評価でございますが、大きく3点の指摘を受けてございます。1点目の「住宅確保に配慮を要する住宅困窮者対策」でございますが、これまでの間、本区では、東京都宅地建物取引業協会江東区支部及び全日本不動産協会東京都本部城東第二支部の2つの不動産団体の協力を得まして、高齢者を対象に民間賃貸住宅のあっせん指導を行ってまいりましたが、本年7月からは、これまでの事業を拡充した「お部屋探しサポート事業」を実施してございます。新たな事業では、あっせん対象として、これまでの高齢者だけではなく、障害者世帯とひとり親世帯を加えてございます。また、相談窓口も、これまで区役所のみでございましたが、新事業では、協力不動産の店舗、22店舗になりますけれども、こちらでも相談できるようになってございます。住宅確保要配慮者が安心してお部屋探しができるよう、今後も住宅セーフティネットの充実に取り組んでまいります。

続きまして、2点目の「既存住宅の適正な維持管理支援にかかる効果的な方策の検討」についてですが、良質なマンションストックを形成するために長寿命化への取り組みを誘導しております。既存住宅の適正な維持管理や改修・建替え等に関する計画支援策として、平成28年度からマンション建替え・改修アドバイザー派遣制度を改正しまして、検討書作成の項目を新たに追加するなど、メニューの充実に努めてございます。

また、計画支援策を効果的に進めていくために、こうとう区報やホームページへの掲載に加えまして、マンション管理に係る主催・後援事業等の機会を活用しまして周知徹底を図ってまいります。

最後に3点目、「良好な住環境を推進する効果的な方策の検討」についてでございますが、本施策の主管課である住宅課を中心に、平成28年度より都市整備部内プロジェクトチームによりまして、マンションの建設方針について検討を行っております。今年度は外部有識者等の見解を踏まえまして、「マンション建設方針」を定めるとともに、マンション建設事業者に周知を図った上で、地域特性の違いを踏まえたマンション建設計画の誘導に努めてまいります。

また、本施策の関係課であります環境保全課では、平成27年度より交通対策課と連携して、放置自転車防止と歩行喫煙等防止の合同キャンペーンを豊洲駅などで実施してまいり

す。アダプトプログラム事業、愛称「こうとうまち美化応援隊」につきましては、事業者の参加を促すために登録要件の緩和のほかに、今年度は中小企業にリーフレットを配布し、事業の周知及び登録団体の増加を図り、よりよい住環境の形成を目指してまいります。住みよい住宅・住環境の形成に向け、今後も引き続きご指摘いただきました3点の内容を中心にさらなる施策の充実を図ってまいります。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまから我々委員のほうから7時半をめでにいろいろとお話を申し上げ、お答えをいただきたいと思います。

まず、私のほうから、今ほどご説明のあったさまざまな施策や事業について、若干特別な言葉使いと少なくとも私が思うものがありましたので、ちょっとそれについて、簡単に解説をいただければと思います。

まず最初に、この評価シートのほうの施策を実現するための取り組みのあたりから始まっているんですけども、歩道状空地、見ているんだと思うんですけど、どれがそれかというのがよくわからない。単純にいうと、マンションがあったときに、何が歩道状空地なのでしょう。

○関係職員 マンションの建設の際に、歩道に隣接をしたところに公開空地を設けてくださいというふうをお願いしているものです。

○委員 入り口の前に広場みたいになって、植栽があってそういうものですか。

○関係職員 歩道沿いに歩道と並行する形で原則として2メートルの空地をとってくださということをお願いをされていて、そういった中で歩道の隣の公開空地で歩道が広がったような形に見えるので、歩道状空地という言い方をさせていただいているところです。

○委員 隣もマンションで、つながっていると、歩道状にずっと延びるけれども、場合によって切れるところがあるわけですね。そこだけ、へこんでいるみたいな。

○関係職員 おっしゃるとおりです。

○委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

次に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」というのがあって、この施策に影響する環境変化の5年前から現在までの、真ん中あたりにあるんですけども、住宅確保要配慮者(住宅困窮者)というものがあって、これ大事なんですよ、今ね。これはどういう方々を指しているのでしょうか。それは法律上、あるいは国、地方

自治体で共通の概念がある。あるいは江東区はさらにそれに特別なものを加えているなど、この定義というのはどういうものでしょうか。

○関係職員 住宅確保要配慮者の定義なんですけれども、こちらにつきましては、住宅セーフティネット法、正式には「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」で定義づけをしているところがございます。その中で、住宅の確保について、特に配慮を要する方のことを「住宅確保要配慮者」と申しておりますが、こちらの方々につきましては、お子様を育てている世帯ですとか、障害者世帯、高齢者世帯等をこの住宅確保要配慮者としております。

○委員 大体意味はわかるんですけど、要配慮、確保困難、困窮という字がありまして、経済的な意味なのか、それともこういう方々は家主が、単純にいうと、住んでもらうことを歓迎しないから困窮なのか、そのあたりはどうなっているんですか。

○関係職員 両方が要因になっていると考えております。

○委員 そういう方々というのは、ちょっと中身に入ってしまうような感じですけど、区としては、あるいは担当としては、どのように見つけるのでしょうか。それともそういう方々が窓口などに接触されて、初めてそういう方々だとわかるという仕組みなのでしょうか。

○関係職員 おっしゃるとおりでございます。私どもとすると、1点としては、区営住宅の管理運営を行っておりますので、そちらのお申し込みに来られる方がいらっしゃるということと、あと先ほどもご説明をさせていただきましたが、民間賃貸住宅のあっせん事業を行っておりまして、そちらにつきましても、6月までは高齢者のみを対象にしておりましたが、7月以降につきましては、ひとり親と障害者世帯を対象として行っておりまして、それらの方々が区役所に来るという形で、それらの方々について把握をしているということでございます。

○委員 わかりました。ちなみに区役所のあっせん事業、お部屋探しの、これの窓口はどこですか。

○関係職員 私ども住宅課です。

○委員 住宅課へお伺いすればいいのですか。

○関係職員 はい。6月までは窓口は区役所でのみ行っておりましたが、7月からは協力をいただける不動産店舗でもご相談をしていただける体制を整備しております。

○委員 看板か何かかけてもらっているんですか。

○関係職員 ステッカーを貼っています。その他にホームページ等にそちらのお店を載せているということと、あとそちらに行く前に、事前に申請をしていただいてから、そちらに行っていた形をとっておりますので、いずれにしても協力不動産店舗の情報につきましては、それらの方々にお伝えすることができるということでございます。

○委員 次に、これは取り組み状況シートの紙のほうなんですけれども、部長さんのほうからも②について、マンションの改修アドバイザーなどの関係で、検討書作成の項目を新たに追加した。これ重要なことのようなんですけど、検討書作成って何だかよくわかりませんけれども。

○関係職員 申しわけございません。マンションが一定年数を経まして、改修工事を行わないとならないと。少なくとも現状のままでは住環境を維持できないという状況になったときに、改修する場合と、あと建替えをする場合の両方につきまして、計画案を作成して見積もりを出して、それで管理組合が判断をするということのための資料づくりを行うということでございます。

○委員 誰が資料をつくるのか。マンション管理組合がやるのか。

○関係職員 こちらにつきましては、アドバイザーの派遣制度を行っております。そのアドバイザーが管理組合の皆様のお話を伺いながら資料を作成するというところでございます。アドバイザーにつきましては区のほうが派遣を行っているので、管理組合は費用を負担する必要がないということでございます。

○委員 まだ、ちょっとわからないんですが、改修アドバイザーが行かれて、組合のほうで改修なのか、建替えなのかということを検討することの材料として検討書作成をアドバイザーが助けるという意味ですか。

○関係職員 資料づくりにつきましては、管理組合のお話を伺いながらアドバイザーが作成をするということでございます。要するに検討するための資料をアドバイザーが作成するという意味です。

○委員 だから、検討書は、組合が検討したり見積もりをつくるにあたって、まさに一番重要な材料ですよね。その作成というものを、単純に言えば、派遣支援の中身に加えたということですね。わかりました。

最後に、③の取り組み状況について、地域特性の違いを踏まえたマンション建設計画の誘導ってあるんですけど、これも非常に専門的でよくわからない。

○関係職員 抽象的で申しわけございません。こちらにつきましては、江東区が他区とど

う違うかということもございますが、江東区内部でも地域ごとにどう違うかということがございます。特に現在、江東区におきましてはマンション建設が続いておりまして、児童生徒数も増加を続けております。そのために小学校等におきまして、学校での受け入れが難しいような状況が生じてございます。そのために現在では、普通教室の数を増やしたりとか、そういうことで対応するというのが原則ではございますが、それだけでは足りないという場合には増築棟をつくったりですとか、それでも足りなければ新たな学校をつくるというような状況も、現在、江東区におきましては生じているということでございます。

また、商業地域等でマンションを建設する際に、店舗みたいなものが1階に入ることが少ないということがあります。かつてはお店なんかがあったところが、マンションにそのまますりかわってしまったらすると、近隣の方々の生活の利便性が下がるというような状況も見受けられるところでございます。

また、子ども、今、保育園待機児童について、他区同様になかなか解消することができません。現在151戸以上のマンションを建設する際には保育所の設置をお願いしているところでございますが、他区におきましては、その他の生活利便施設等も求めるというようなことを行っているというふうに聞いております。現在、子どもは保育所の設置以外のことはあまり求めていないというか、寄附をいただいて、子どもが公共施設の整備に充てるということはやっているんですけども、マンション建設事業者の方に直接的に建設に携わっていただくということにつきましてお願いしているのは、今のところ主に保育所ということでやっているところですが、その辺につきましても、高齢化が進んでおりますので、高齢者施設のほうがこの地域についてはというようなこともあるかもしれませんので、そのようなことにつきまして調査研究を進めてまいります。

○委員　すなわちマンションの建設を行う事業者に対して、マンションの居住部分で彼らが当初想定していた以上の、直接そのスペースを使うものとか、学校の場合は学校の費用を負担させるということですか。増築とおっしゃったのは。

○関係職員　学校につきましては、ファミリータイプ向けのもの、40平米以上のマンションを30戸以上つくる場合につきましては、30戸目以上から1戸当たり125万円の寄附をいただいております。そのお金に基づきまして整備等を行っておりますが、学校の隣なんかにはマンションをつくるような場合には、お金ではなくて、学校の校舎の建築の用地を提供していただくというようなこともしているところでございます。

○委員　よくわかりました。ということで建設計画の誘導というのは、建設計画について、

近隣住民その他の方々の利便というようなことも考えた計画、単純には計画内容の変更とか、計画に関する費用負担に関する意思決定の変更を区の力の及ぶ限りで求めていく。条例にもそういうことが指導できる権限なんていうことも書かれているんですか。

○関係職員 現在、マンションの建設関係で条例を持っておりまして、それに基づいて指導を行っているんですけども、今お話をした内容につきましては、寄付金と保育所の部分を除いて、新たに言った部分については方針として定めていないので、規定もされていなければ、お願いもしていないということでございます。ですから、まず、区としてどのようなことをお願いするのかということを検討した上で、条例、規則、要綱等に定めて、その後に事業者にも協力を求めるという形になります。

○委員 ついでに伺うと、このようなことは他区ではまだやられていない。ほかがやっているならやったらいいじゃないかという考え方もあり得ますが、その辺の状況はどうなのでしょう。

○関係職員 千差万別でございます。寄附金を求めている区もあれば、求めていない区もありますし、先ほど申しましたように、生活利便施設を設置するように求めている自治体もあれば、ない自治体もある。ただ、商業施設におきまして、実質的に店舗等の附置義務を課すという、そこまで強い形でやっているところというのは、23区の中では見受けられない。できればつくってほしいぐらいのところは1つぐらいある状況でございます。

○委員 今おっしゃった買い物の問題は、いわゆる買い物難民と言われるような方々、地方ではあるんだけど、結局同じようなことで、特に江東区の場合にそれが著しいとか、あるいはこれは個別のマンションの建て方によって違ってくる問題ですか。

○関係職員 正直、23区内ですので、劇的に不便な地域というのはないというふうに考えていますが、それでも今後の話として、仮にスーパーマーケットなんか撤退してしまっただけで、そこがマンションになるというようなことがあると、やはり生活利便性というのが落ちると思いますので、当然のことながら、全ての地域でそういうことを求めるのは無理な話だというふうに思っています。ただし、商業地域につきましては、本来という言い方が適切かどうかわかりませんが、そういった施設を設ける地域ということになっていることから、ぜひお願いできないかということで、ただ、事業者さんとするとなかなか難しい面もあるかと思いますが、今後、検討したいというふうに思っています。

○委員 ありがとうございます。私、最後です。事業概要一覧をいただいておりますので、これを見ながらお尋ねしたいんですが、多様なニーズに対応した住まいづくりのここ

ろで、区営住宅、それから高齢者住宅管理運営で区営のシルバーピア、それから優良民間についても区民住宅というようなものがありまして、これについては、今後も、区営ですのでどんどん広げていくのか。それともこの辺は基本的に自力で確保していただくような方向にするのか。この区営の部分についての今後の考え方をお伺いしたいと思います。

○関係職員 現在、国なんかにおきましては、公営住宅につきましては、1回建てれば70年は使えるということと、将来的な人口減少が見込まれているということから、新たなものを建てるというよりも、やはり維持のほうに主眼を置くというようなことで住生活基本法ですとか、都の住宅マスタープランなんかもつくられているところがございます。本区におきましては、現在、明確に方針は打ち出していないので、それらのことを踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

ただしなんですけれども、6番の優良民間賃貸住宅というのは、区民住宅ということで、都営住宅、区営住宅よりも所得の高い方で高額所得者ではない方、いわゆる中堅所得層を対象にした住宅でございます。現在1棟で33戸の管理を行っております。それでこちらにつきましては、江東区もかつては人口が減少しまして、平成9年ぐらいのときには36万人ぐらいまで減少していた時代がございました。その際に人口流出を抑制するという目的から、中堅所得層の確保という観点から試行的に行ったところがございます。こちらにつきましては、来年の5月で借上げ期間の20年間を満了することから、契約更新はなしで終了する予定でございます。

○委員 だから区民の皆さんに提供するという状況がなくなるわけですね。民間の普通のマンションなんですか。

○関係職員 民間のマンションを借上げて区が運営をしておりますので、来年5月以降につきましては、民間事業者の運営による民間賃貸住宅になるということでございます。

○委員 ありがとうございます。それでは、次にどうぞ。

○委員 それでは、よろしく願いいたします。全体として、私はこちらの領域について専門というわけではございませんが、ご説明、あるいは資料を拝見するに、よく取り組んでいただけているのではないかという全体の印象を受けております。その前提でお尋ねできればというふうに思っています。まず、確認といえますか、おさらいのようなことになってしまうんですけれども、この施策の29番で主に対象としていらっしゃる方々、行政のサービスといえますか、施策の対象になっている方々というのを概括的に確認させていただきたいんですけど、まず1番の多様なニーズに対応した住まいづくりのところについて

は、主に、先ほど班長からもご質問があった住宅確保要配慮者、あるいは先ほどのご説明の言葉で言えば、自力で住宅確保が難しい方々、こういった方々が中心になっているという理解でよいでしょうか。

○関係職員 現状、私どもが行っている施策がそこを中心になっているということは確かだと思うんですけども、やはり多様なニーズに対応したいということで、国の住生活基本計画なんかでも3世代の同居とか、そういったことを進めているということと、あと誘導居住面積ということで、できるだけ1世帯当たりの面積の広い住宅を確保するようというようにも行っておりますので、先ほどお話しさせていただいたんですけども、マンションの方針の中でも、そういった方々に向けての住宅も一定程度つくってほしいということを次回定めるマンションの計画指針に入れるかどうかということについては検討していきたいと考えます。

○委員 ありがとうございます。それで、2番の良質な既存住宅への支援・誘導というところについては、これも当然そこに限定ということではないかと思うんですけども、先ほどの住宅確保に要配慮される方々プラスこの中でも、後ほどちょっと伺おうと思っているんですが、そういった方々等も含めたマンションの管理組合等の方々との接点を含めた誘導といいますか、支援・誘導というか、このあたり、こういった理解で大体おおむね合っていますか。

○関係職員 ここにつきましては、私どもが一番力を入れているのは、マンションの管理組合が適切に運営されて、長期修繕計画に基づいて適切な維持を行っていただきたいということで、そのための側面支援を行っているということでございます。

○委員 はい。3点目の良好な住環境の推進のところは、そういう意味では、先ほど最後のやりとりのところであったような、新規にマンションを建設していく際の良好な環境の整備という意味で、事業者さんとのやりとりであったり、その先にいらっしゃる幅広い区民の方々を想定した施策の取り組みだというような理解をさせていただいてございます。

○関係職員 そのとおりでございます。

○委員 ありがとうございます。その前提で幾つか伺いをさせていただきたいと思うんですが、まず、これはそういう意味でいうと横断的にかかわってくるんですけども、改めて住宅確保の要配慮者のところについて、先ほど定義のご説明等はいただいたんですけども、実際に江東区さんとして把握していらっしゃる人数というのか、世帯というのかわからないんですけども、概数等でももちろん結構なんですけど、大体どれぐらいの数

をイメージして今施策の展開というのをなさっていらっしゃるのか。あるいはそれはもともと、テクニカルなことも含めて反映するのは難しいということなのか、そのあたりのところを教えていただきたいんですけども。

○関係職員 正直、先ほどお話をさせていただいた高齢者ですとか、障害者ですとか、子育て世帯ですとか、被災者ですとか、低所得世帯という方の中で、なおかつ住宅に困窮している方と。それで最低居住面積を確保するのが難しいといったときに、人数によって最低居住面積というのは異なってくるということから、大変申しわけないんですけども、私どもとしては、それを人数としては把握していないということでございます。

○委員 わかりました。一方で、区内でそういった定義に該当する方がわかれば、それに対する的確な支援をなさっていくという、そういうご姿勢といたしますか、対応でいらっしゃるということは今ご説明を伺ってわかりました。

それで、2点目が、ちょっとこれは茫漠とした質問になってしまうんですけども、今日もいろいろご説明を伺っていて、全体として、「良質なストック形成」というキーワードがいろいろなところで出てくるんですけども、このことの意味といたしますか、単純に、少し経営等で財務諸表等を見ているところからすると、何かストックというのは資産のような形で、資産額といたしますか、もちろん民間のものなので、当然趣旨が、そういう意味では公共部門と違うのかもしれないんですけども、江東区トータルとして、住宅ストック的なところで数字、あるいは何か考え方としてよりベターなものにしていくというような、マネジメントみたいなことを何か意識されてやっていたらいいのでしょうか。

○関係職員 基本的にというか、都市計画に合致していて、建築基準法に合致している建物については、基本的に建てられるというのが原則だということで、ただし、そのままでは良質な住環境が確保できないということで一定程度の指導をして、良質な住環境の達成に少しでもということで取り組んでいるところで、正直、将来的に江東区にとって必要なストック数が幾つで、そこに向けてというような取り組みについてはしていません。

○委員 むしろそういう意味でいうと、法律の最低要件を満たせば整備されるものに対して、より付加価値といたしますか、こうあるべきだという部分について、いろいろな側面から施策、あるいは事業として展開していくという理念的な意味も含めたストック形成という表現でいらっしゃる。

○関係職員 はい。

○委員 わかりました。それから、急に具体的な話になって恐縮なんですけれども、老朽

マンションが一定数存在して、その管理組合の担い手の継承の問題ということで、今後5年間の予測等々でも言及されていらっしゃるんですが、指標の数字と合わせると少し想像できるのかもしれないんですけども、区内のマンションのどれぐらいの割合が老朽マンションか、あるいは担い手の問題を抱えていらっしゃるというのがイメージで捉えていらっしゃるのでしょうか。

○関係職員　こちらのシートの1枚目にも書いてあるんですけども、30年を超えているマンションが400棟ということで、それで江東区内の分譲賃貸マンションが3,700とか、その程度というふうに推計をしているので、1割強が30年を超えるような状況になっているということでございます。それでマンションの管理組合の関係について、なかなか実際の数字はわからないんですけども、先ほどお話をさせていただいたマンションセミナーとか交流会で、実際に管理組合の方たちとお話を伺うことがあるんですけども、正直、管理組合のなり手がいないということにつきましては、ほぼ全てのマンションで苦勞していると。輪番制でやろうと思っても、結局なり手がなくて同じ人がやってしまうと。ただ、その方々にお話を伺っていると、輪番制でやってしまうと継続性がないということで、なおかつ適性がある人を毎年確保することが難しいということで問題があるということで、このことについては本当に難しい問題だというふうに皆さんおっしゃっています。

○委員　そういう意味では、ここで何か具体的な解決策といいますか、そこをお聞きしたり、あるいはこちらから何かご提案するということは、私は能力的にできないんですけども、おそらくこの施策の中でストック形成といったときに、もちろんハードウェア的なところの整備というところが当然前面に出ますし、重要だとは思うんですけども、例えば今の例のようなことも含めたソフト的なところの課題といいますか、取り組みという部分の視点の持ち方というのも施策展開の中で重要なかなというふうに思いまして質問をさせていただきました。

最後に、ばらばらとした質問で恐縮ですが、時間も参りましたので、最後に個別に1つ質問なんですけれども、アダプトプログラム事業、最後のところでご紹介いただいているんですが、一旦ご説明いただいんですが、もう少し具体的に事業の内容等をご説明お願いできますでしょうか。

○関係職員　アダプトプログラム、美化のプログラムとして区民と行政が協働で清掃活動等を進めていくという、そのアダプトという言葉が英語で養子縁組という意味の言い方で、それで区の地域ですとか、道路等を含めていろんな場所を養子に見立てて、里親である区

民が我が子をお世話するような感じで地域の美化清掃を行っている。それを行政が支援していくという形での事業をアダプトプログラム事業という形で言っています。

それで、参加している方たちというのはいろいろ、企業の団体さんもありますし、もちろん町会・自治会さんもあります。それから、単体でどこどこ小学校の5・6年生とかという形など、いろんな方たちが団体として登録していただいております。パターンとしては3つございまして、週1回活動しますよという「わがまち江東きれいに活動」というのと、それから月1回活動する「わがまち江東・月いちアダプト」、それから、こちらは27年にちょっと増やしたんですけれども、そういう気持ちがある方で年何回かということで、年数回の活動をするということで、「わがまち江東・私もアダプト」という形で3つの種類で今実施しています。

○委員 ありがとうございます。ちなみにこれは、ほかの地域も含めて結構ポピュラーな事業なんですか。あるいは特徴的なものですか。

○関係職員 一応23区では江東区のほかに11区、千代田区とか、それから市町村のほうでいきますと14市ですので、それほどたくさんやっているということではないんですけれども、ある程度やっている事業ではあるかと思います。

○委員 ありがとうございます。非常に、個別の環境美化の取り組みなんですが、そういう意味でいうと、立場も違う方々のある種共通理解みたいなものをつくっていくという意味ではおもしろいなと思って伺いました。ありがとうございます。

質問は以上です。

○班長 では、次の委員、お願いします。

○委員 すみません、ちょっとお話のついでだったので伺ってよろしいですか。先ほどのアダプトプログラムというのは、それは個人会員さんができるというものですか。団体ですか。

○関係職員 個人ではなくて、アダプトに関しましては団体で参加をしていただくという形でございます。

○委員 わかりました。ちょっとご参考までになんですが、千葉市のホームページを見ておりましたら、ちば市民協働レポートということで、個々でわりと気軽に参加できて、携帯で写真撮って、ここがこんなふうになっていました。これを解決しますみたいな、そんなわりと市民協働で解決型のプログラムがあったものですから、そういうような仕組みが何かないのかなということちょっとお伺いしたいと思ったんですが。

- 関係職員 個人で参加しているというのは現状としてはないです。
- 委員 わりとハードルが、おそらく皆さん募ってアダプトプログラムというのは、ちょっと気軽には参加できないかなという気が、ハードルが高いと思う方が中にはいらっしゃるのかなと思ひまして。
- 関係職員 例えば5名ぐらいの団体さんもいらっしゃいます。ですので、1人はないんですけれども、小さい団体さんでもこちらはウェルカムですので、いろいろと参加していただいているのが現状でございます。
- 委員 わかりました。ちょっと千葉のほうは進んでいる取り組みだと、ご参考にはされているということなんですか。
- 関係職員 はい。聞いております。
- 委員 それはわりと成功事例だと思ってよいのかどうなのか。ごめんなさい、私のほうでは。
- 関係職員長 そうだと思います。
- 委員 そうなんですね。
- 関係職員 私たちのほうもその辺の事例については参考に、ただ、これからこちらのほうでやっていくかどうかは。
- 委員 わかりました。ありがとうございます。すみません、ちょっともとへ戻ってしまって申しわけないんですが、多様なニーズということで最初のところに記載がされているんですが、こちらのニーズはどういう形で分類をされているのかというのを少しお話しいただけると。
- 関係職員 ライフスタイルとかライフステージとか、そういったことになると思うんですけども、やはりお子さんがいる・いないとかいうことですか、あるいは高齢者世帯であればバリアフリーですとか、そういったものがということと、あとは経済状況ですとか、世帯の人数等によって部屋の広さというもので求めるものが違うというふうに思っています。
- 委員 それを分析されて、どれぐらいがどう適切なのかというところまでは何かお考えになるということでしょうか。
- 関係職員 先ほども少しお話しさせていただいたんですが、誘導行政的なものでございまして、一定程度望ましい姿に近づけるという形で対応していると。それで、現在小さいお子さんを持たれるファミリータイプのマンションとワンルームマンションにつきまして

は、本当に民間事業者の建設が続いておりまして、そちらについては供給されていると。逆に供給されていない部分がどの辺なんだろうといったときに、やはり高齢者の方が住みやすい住戸ですとか、あるいは広い面積の大き目な住戸ですとか、そういったものが江東区としてはマンションストックとして足りないのではないかということ、それらのものについて誘導することによってつくっていただくことができないかどうかということについて検討したいと考えています。

○委員 わかりました。江東区さんのほうは、データブックのほうを拝見すると、わりと公共住宅戸数が23区で見ると多いんですけど、こちらのほうはURの住戸が多いからという理解でよろしいんですか。

○関係職員 本当にあらゆるものが多いんですけども、江東区の場合、まず都営住宅が2万戸を超えておりまして、URにつきましては1万6,730となっています、そのほかに都民住宅ですとか、あとは住宅供給公社のほうでやっている住宅ですとか、そういったものがありますが、一番多いのは都営住宅ということになっています。

○委員 なるほど。わかりました。事業一覧のほうを拝見してみますと、こちらの予算のわりと大きな部分というのは、区営住宅の維持事業ですとか、高齢者住宅の管理運営事業ということで大部分が使われているという理解で、事業費のほうはそういう形になっていますと。

5番の施策コストの状況のところの、人件費というところで載っている予算に関しましては、こちらの力の入れ方、事業費に関しては、箱ものにお金がかかるとかいうお話はよくわかるんですが、人件費に関して配置がどんな形になっているのか。どこに、力の入れようがあるのか、おそらく事業費とは若干違う動きがあるのかなと思っているんですが、そちらはどんな形になっていらっしゃるでしょうか。

○関係職員 住宅課なんですけれども、住宅管理係というところと住宅指導係というところがありまして、住宅管理係というのは常勤職員6名の再任用1名の7名体制で行っておりまして、そちらにつきましては区営住宅の維持管理ですとか、都住の募集とか、先ほどお話した区民住宅の管理を行っています。

それで、もう一つの住宅指導係というところがいわゆる民間マンションの指導行政を行っているところで、こちらにつきましては常勤が5人ということで、職員数につきましては6.5対5という割合になっているところでございます。

○委員 人員の割きぐあいとしては半々ぐらいのイメージで考えているというお話ですね。

はい、わかりました。

4番の指標のところ少し戻るんですけど、「住宅に満足している区民の割合」ということで、区民アンケートのほうを少し拝見したんですね。そうしますと、地区別住宅に対する満足の状況ということで、こちらは砂町の地区に関しては「不満である」というのが7.4ということで、平均より随分高い数値が出てきているんですが、こちらに関しては何か特殊事情がある、何か分析等はされていますか。

○関係職員 感覚的なもので申しわけないんですけども、いわゆる北砂三から五丁目には、木造住宅密集地域があったりとか、そういったような状況になっているというようにことも要因の1つかと考えております。

○委員 はい。他方、117番にある「住環境に満足している区民の割合」については、同じ地区に関しては、「不満である」は1.9しかないんですね。そこはどう、このアンバランスはどこから生じているとお考えですか。

○関係職員 その辺は地域コミュニティが形成されているというような、古くからのまちですので、そういった面もあるかというふうに思います。

○委員 はい。指標の115番に関して少し教えていただければと思うんですが、平成20年度85.5というのが、4の施策実現に関する指標のところの現状値26年度というところに記載がありまして、6の一次評価のところ平成26年度調査は87.5%という記載がございまして、そこはどう食い違ってきているというか、この調査自体が5年に1度という理解でよろしいですか。

○関係職員 こちらの調査につきましては不定期にやっているということでございまして、こちらの区民アンケートでは対象が管理組合であることからできませんで、住宅課として、マンションの実態調査等を5年程度に1回ずつやっているんですけども、住宅マスタープランの改定とか、そういったことも踏まえてやっているんで、年数については若干のずれが出ているということで、住宅課独自の、少し力を入れた調査をやるときにのみ把握ができる数字になっているというものです。

○委員 なるほど。それでこちらは回答があったもののうちというお話は、これは20年度もそのような形が変わっているという理解でよろしいですか。

○関係職員 すみません、これ20年度のとき85.5となっているんですけども、これは今の指標を出すときと同じ考え方をしたら85.5ということでございまして、実際は、先ほど言ったとおり、改修に対してそういうふうに答えた人の割合ではなくて、まいた枚数に対

して答えてくれた人の割合で、実際は39.2だったんですね。分母を今回と同じに合わせると85.5になるということです。

○委員 回収率はわりと低いと考えていいですか。

○関係職員 管理組合に対して、送付をして返していただくというような形でやっているのですが、なかなか回収するのが難しいということでございます。

○委員 なるほど。なかなかそういう意味ではこれをばちっと指標として考えてよいものなのかどうなのかというのは、ちょっと悩ましいところではあるということですかね。同じく、その下にある指標なんですけど、先ほど400棟ぐらいが30年超のマンションなんだろうということでおっしゃられていて、修繕計画の調査支援を受けている件数が20件台ということは、これはそんなに高い数字ではないという理解をされていらっしゃるのでしょうか。

○関係職員 こちらについては、助成制度でございますので、やはり計画を、調査をするときには、実際、申請とかそういった手間はかかるんですけども、ぜひご活用いただきたいというふうに思っています。

○委員 ありがとうございます。最後に1点だけなんですけど、区営住宅の先ほど予算のところでもわりと大きな数字が載ってきている部分なんですけど、こちらのほうに関しては、計画的な修繕計画という形で、わりと新しいものをつくらない方向性で、方向性としてはそのような形だというお話を伺ったんですけど、今あるものをいかにして長く使えるかという形での修繕計画をお持ちだという理解をしてよろしいですかね。

○関係職員 はい。

○委員 ありがとうございます。以上です。

○委員 外部評価モニターのご意見を伺う前に、最後に一言だけ伺いたいんですが、今、ご質問があった指標について、114、あるいは117ですね、実際、数字が上がってしまっていて、この種のものには目標値を達成したということも大事ですけども、数字が毎年向上しているというところが大変重要だと思うんですね。区としては、数字が上がっていつているわけですが、それはなぜ上がっているというふうにお考えでしょうか。主観でも結構です。

○関係職員 特に住宅に満足している区民の割合というところにつきましては、やはり私も指導によりまして、適切なマンションが新築の際にはつくられていると。そういったところの方については満足していただけるのかなというふうに思っているところがございます。また、住環境につきましても、江東区はみどり豊かな親水公園等もございます。また、マンション建設の際にも、町会等に対して、なかなか希薄になりがちなんですけれども

も、そういったところで関係を構築するよというこで指導を行っておりますので、そういった部分で、少なくとも悪化はしていないのかなというように考えているところがございます。

○班長 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしましたけれども、外部評価モニターの皆様からご質問やご意見を伺いたいと思います。どうぞ発言をご希望の方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

○外部評価モニター どうもご苦労さまです。豊洲に在住しております。よろしくお願いたします。先ほどお話しありました施策29の2の②、賃貸住宅の部分ですけれども、経年している賃貸住宅で、例えば大手デベロッパーであるとか、区とか公がなさっている賃貸住宅の場合は、ある程度修繕計画とかが明確であり、また大手の場合はそれなりの資金力もあるという形できちとした修繕をなさると思うんですけれども、個人がなさっている集合住宅の部分につきましては、例えば20年、30年たってしまうと、多分、公が指導なさっている消防の問題であるとか、バリアフリーの問題であるとか、耐震の問題であるとかで、やりたいんだけど、金がない。それに関して、例えば区さんなりが資金の援助であったり、融資の利子の補給であったり、そういった部分の何かバックアップってあるんでしょうか。

○関係職員 賃貸住宅の改修ということにつきましては、直接的な補助というのは行っていないんですけれども、住宅金融支援機構等で融資を受けた際の利子補給については行っているところがございます。

○外部評価モニター ありがとうございます。

○班長 はい。どうぞ。

○外部評価モニター 東雲に在住しております。先ほど委員の方からも質問がありましたが、4の施策実現に関する指標に関しまして、114や117で満足している区民の割合といったときに、その回答者の年齢層だとかで、例えば回答に差があったりするのでしょうか。もしくは性別だとかで何か差があったりするのでしょうか。それとも全体として「満足しています」という割合が上がっているということなののでしょうか。

○関係職員 年齢別の住宅に対する満足状況ということで、例えばですけれども、20～24歳だと75%で、25～29歳が80%、40～44歳が93.5%、75歳以上が75%というふうになっております。

○班長 結局、差があるということですね。

○外部評価モニター ありがとうございます。

○班長 ほかにございますか。どうぞ。

○外部評価モニター 亀戸に住んでおります。3番の良好な住環境の推進という中で、大規模マンションだったり、今、マンションの建設が江東区はすごく続いていて、小学校が足りないとか、そういったものの問題は取り上げていただいているんですけども、交通手段、交通の混雑とかについては何も対応されていないんですが、例えば駅から離れたところに大きなマンションが、工場がなくなって大きなマンションが建って、そうするとバスを使われる方が多かったり、自転車を使われる方が多いんですけども、例えば自転車がすごく歩道を飛ばして走っているんだけど、そういうものの対策ですとか、あとバスがすごく混んでいて、駅に近くなると乗れなくなるといったことがあるんですけど、そういった対応がここには一切書かれていないんですけども、そのような対応はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○関係職員 正直、住宅施策といたしましては、交通量の増加等に対応するという点については取り組んでいないということで、逆にそういうような状況ということであれば、交通対策として、都営バス等をこちらに走らせてくれないかというような形で交通局にお願いするというような手段になるかと思えます。

○外部評価モニター それの横連携というのは、区の中ではどのようにされているんですか。

○関係職員 現状といたしましては、住宅課からその都度マンションの建設につきまして部単位はございますが、各課に意見照会を行っておりますので、こういうマンションが建つということについては、各部に情報は全て送っているところでございます。対応につきましては、おのおの所管で検討をいただいているということでございます。

○外部評価モニター その結果についてはどのように、申し送りするだけで、それがどういふふうに反映されるのかというのは、私たち区民はどういふふうにしたらわかるのでしょうか。

○関係職員 先ほどのご説明と重複するところもございますが、マンション建設に当たって、各部に意見照会をして、その意見を私どもで取りまとめて建設事業者にお送りをしているところでございます。もしそちらの情報についてということであれば、一定の時期を過ぎた後に情報公開請求をしていただければ、区役所がどのような回答を事業者にしたかということについてお知りになることができます。

○班長　　ちょっと今のお尋ね、そういうこともあるかもしれませんが、要するに駅から遠いところで建築確認等が出てきたときに意見照会されて、そのときに、こういう遠いところだと交通どうなるの、みたいな話が出てきたとして、そのときに区として処理することができるのか。また処理したかどうかは、照会先、あるいは指導される場所ではどのように取りまとめるというか、結論を出されるのかというお尋ねかと思います。

○事務局　　班長、今日、所管の交通対策課がおりませんので、事務局のほうから補足させていただきますと思いますが、まず、交通関係につきましては、本日のテーマとなっておりませんが、施策の31におきまして、便利で快適な道路・交通網の整備という施策がございまして、この中で、例えば自転車駐輪場の整備でありますとか、交通安全対策とかも実施しているところでございます。

それで正直なところ、いわゆる公共交通につきましては、実際、ご案内のとおり、これはJRであったり、メトロであったり、都営交通がということで、区が直営で交通事業というのはやっていないんですね。ですので、今、お話がありましたように、マンション建設の動向、計画というのは全て交通対策課のほうでも把握してございます。ただ、ここに大規模なマンションができるということで、当然交通需要ができますということについては、その都度、東京都交通局にバスを増やしてくださいとか、こういうお願いしたりしています。ただ、現実的にはバスのニーズというのは非常に強くて、特に今、どちらかというと臨海部、有明ですとか、こちらのほうで極めて、何千戸対応のマンションが建っているので、今どちらかというとそちらにバスの路線が持っていかれているというのが現状でございます。

それから、亀戸は特に自転車の利用が多いということで放置自転車が過去、平成12年ですけど、都内でワーストワンになってしまいましたけれども、その後、撤去活動と啓発活動、それから駐輪場の整備等を区内で一番進めたのが亀戸なんですね。そういう意味では放置自転車も大幅に減っているという状況でございます。それからあと、近年、ご指摘のとおり、自転車の危険運転が増えていますけれども、これは昨年ぐらいから、区でも道路に、ごらんになったことがあるかと思いますが、車道になるべく自転車を出して歩行者と錯綜しないようにブルーの矢印と、ナビマークといいますが、そういうものを今、順次区のほうで整備を進めると。そういう形でいろいろ施策を実施しているというのが現状でございます。

○班長　　とりあえずよろしいでしょうか。

○外部評価モニター はい。

○班長 ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

○外部評価モニター 東雲に在住しています。本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。高齢者のサービス付きマンションについて、戸数がかかなり増えるように、建設予定2万8,000戸を37年までにということで目標を設定していただいているということですが、数年前にこのようなマンションを視察する機会があり、1戸当たりかなり狭いという印象があったんですけども、広さあたりについてはどのようなものを想定して決められているのかということをお教えいただきたいんですけども。

○関係職員 すみません、この2万8,000というものにつきましては、東京都の目標というふうになってございまして、東京都として、これだけの整備を目標にしているということでございます。それで、こちらにつきましては登録をするに当たりまして基準がございまして、そちらに合致しているものということになっているところでございます。ちなみに江東区につきましては、現在のところ2つほどということになっているところでございます。

○班長 登録合致の基準の広さはどうなっているのかというお尋ねです。

○関係職員 申しわけございません、登録基準について、ちょっと今持ち合わせていないんですけども、江東区内にあるものでお話をさせていただきますと、1つについては大体19平米ぐらいのものになっております。

○関係職員 すみません、補足をさせていただきます。今、サービス付き高齢者向け住宅についてのお尋ねということですが、おおむね大体19平米ぐらいなんですけれども、住生活基本計画に基づきまして、誘導居住面積というものがあります。その中で、例えばトイレとかお風呂とか、そういったものが共同である場合に、ある程度の総面積、専有面積から除外をするという形なんです。そういう形なので、多分、ごらんになったことがあるということなので、おそらくサービス付き高齢者向け住宅の場合もトイレとかお風呂とか食事場所とかというのは共同になっているところが多かったのではないかと思うんですけども、そういったところがあるために、専有面積としては非常に狭小であるというようなサービス付き高齢者向け住宅が多いというふう聞いております。

○外部評価モニター ありがとうございます。

○班長 ほかにございますか。はい、どうぞ。

○外部評価モニター 今の関連の質問なんですけど、19平米じゃ、それこそ昔の住宅公園

が単身者向けの部屋をつくった、そのぐらいの広さなんですよ。あそこに住んだら、それこそ半間の押し入れに3畳の畳の部屋、そんなものですよ。それとトイレがつくか。もっと広くないと、これからの高齢化社会に対して、区はただマンションをどんどんつくっていく、それに賛成だと言っているけれども、高齢化していく我々に対しての方針は何か逆に持っているんですかね。

○関係職員　先ほども少しお話しさせていただいたんですけども、最低居住面積につきましては、単身世帯では25平米となっているんですけども、ただ、その25平米の中にお手洗いですとか、浴室ですとか、そういったものも込みで最低居住面積ということで国の住生活基本法等でも定められているんですけども、一定の機能につきましては居室外に出ている場合には、その部分を除外するというので、こちらにつきましては、他のマンションと同様な形で現在は対応しているところでございます。

○外部評価モニター　25平米でも、靖国通りあたりをずうっと見ていくと、ワンルームマンションがずらっとあるけれども、本当に入っていないのが随分ありますよ。皆さん、自分の机の上で考えているだけで、実情を見て回ったことがあるんですか。とにかく江東区、今ワンルームマンションが随分増えているはずですよ。それらの5年先、10年先、それと都営住宅の30年、40年たったやつ、老朽化、そういう全体的なことを見ながら政策をつくっているかどうかお尋ねしたいですね。

○関係職員　区営住宅につきましては、将来的には建替えということが必ず必要になってくると考えてございますので、老朽度等の調査、長寿命化計画等を策定し、それらを踏まえて計画的に建替えは行っていきたいと考えております。

また、民間の賃貸住宅ですとか、あるいは分譲マンションにつきましては、管理組合、家主の方に適切に維持管理をしていただくためにセミナーを開催したりですとか、講師の派遣ですとか、そういった側面支援を行うことで民間住宅についても適切な維持管理をお願いしたいというふうに考えております。

○班長　ありがとうございます。国の基準というものがもともとあるのと、おそらくサービス付き高齢者向け住宅に入られる方がどういう方々かということも関係があるかもしれないですね。それにしても19という数字は、共用部分を引いたとしてもという、そういうご意見だったと思います。

もうお一方、最後にどうぞ。

○外部評価モニター　お世話になっております。今回、施策体系の中で「住みよさを実感

できる世界に誇れるまち」という中の「快適な暮らしを支えるまちづくり」ということで、一番自分たちの住民の中の身近な問題なのかなと思ってきてみたんですけども、今、委員の先生方と区側のやりとりを聞いていると、非常にこの施策というのは限定された一部の区民の方々だけに向けたものなのだなと。そこにこれだけの莫大な予算が使われているにも関わらず、区側の回答、提示されているものは分析力が不足、よくわかりません。そのわからないものに対して、こんなに税金って使われているのかと。区民をどれだけ納得させられるのかと思うと、ちょっと唖然としました。

そして、もっと数字などきちんと出していただきたいなど、回答の中で、というふうにも思います。また、施策の中で、一部分の人たちを中心としたものに対して重点を置き過ぎて、もっと良好な住環境推進という部分は、えっこんなに軽い一言で終わるんですかというイメージがあります。

たばこのポイ捨てなどというふうになっていますけど、私は江東区が一番誇っていいと思うのは、先ほどの放置自転車対策、コミュニティ自転車を導入したりとか、そういったことで、放置自転車対策をあれだけの中からやり抜いたという部分や、そして今も土曜、日曜、頑張っていっちゃるという、目の前に見えるものをもっともっと重点施策の中に入れて、そこにお金をかけていってあげてもいいんじゃないかなと思います。あとは、これだけ広い区をごみ1つなく完璧に回収を360日近くしていっちゃいますよね、清掃事務所のほうでは。あの方々にもものすごく頭が下がります。本当に取り残しがなく、きちんとしていただいた上にリサイクルをあれだけ完璧にやって、しかも、たしか障害者施設か何かペットボトル等のいろいろな事業を行っているという部分が全く出てない。一言も出てない。

そして、先ほどのアダプトプログラム事業なんていうのは、すいません、区民として一言も聞いたことがない事業です。申しわけないのですが、区民としてかけていただく部分、活動して頑張っていっちゃって、それが区民に反映している部分などを、もっと評価して、見せていただく。もし本当にアダプトプログラム事業を成功させていくんだというふうに思っていっちゃるのであれば、もっともっとPRしていただいて、全区民が参加していくような形をとっていただくとか、そういった事業につなげていただかないと、この事業、これで住みよい住環境の形成とかがって言っていただいたら、ちょっとがっかりという感じがします。本当に清掃事務関係にかかわっていっちゃる方、放置自転車関係にかかわっていっちゃる方、またポイ捨てにかかわっていっちゃるその職員の、働いてい

らっしゃる方々への評価というのをもうちょっとしていただいてもよかったんじゃないかなと思いました。

○**班長**　　ちょっと班長のほうからご説明いたしますけど、今お気づきのように、4つぐらいの大きなまとまりの中の1つの評価になっているので、その点をご指摘のとおりだと思います。それから、この評価は、施策の指標とか、そういうものに引っ張られているということがありますので、ご説明の重点なども内部での評価ということの流れになっている。その点ではごらんいただいて、こういうものがむしろ住民として評価されるべきだというのが多分あらわれていないということかと思います。そのようなところで、このものについてはいささか、今のこの評価委員会での評価に出しているシートについては、ちょっとその点でお気持ちに沿わないところがあるかと思っています。

ただ、区民としてはどこを見ているよということをご意見いただいて、これは私どもとしても、今回の評価部分ということではないかもしれませんが、非常に重要な参考意見をいただいたと思います。ありがとうございました。

それでは、前半部分の時間が参りました。10分超過しておりますけれども、ここで終了いたします。5分休憩して8時から後半部分を再開いたします。お疲れさまでした。皆さん、ありがとうございました。

(休 憩)

○**塚本班長**　　それでは、委員会を再開いたします。

職員の方の入れかえがございましたので、改めて双方の自己紹介を行いたいと思います。

まず、委員のほうですが、私、本日、班長を務めております、早稲田大学名誉教授で公益社団法人全国行政相談委員連合協議会顧問の塚本です。行政学と政策評価論を専門にしております。よろしくお願いします。

○**藤枝委員**　　立教大学総長室調査役の藤枝と申します。大学経営、それから非営利組織の経営等を勉強しております。よろしくお願いいたします。

○**布施委員**　　公認会計士の布施と申します。どうぞよろしくお願いいたします。行政運営、行政改革ということで参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**班長**　　それでは、区の側の皆様方もお手元の名簿の順番にご紹介いただければと思います。よろしくお願いします。

○**吉川都市整備部長**　　都市整備部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**鈴木総務部長**　　総務部長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 並木土木部長 土木部長の並木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 半田建築調整課長 建築調整課長の半田でございます。よろしくお願いいたします。
- 立花地域整備課長 都市整備部地域整備課長の立花でございます。よろしくお願いいたします。
- 西尾建築課長 都市整備部建築課長、西尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 大塚防災課長 総務部防災課長の大塚でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉野管理課長 土木部管理課長の吉野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 中尾道路課長 土木部道路課長をやっています中尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 大野河川公園課長 土木部河川公園課長、大野でございます。よろしくお願いいたします。
なお、一番最後の河川公園課工務係長の高橋ですが、本日欠席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 仁平施設保全課長 土木部施設保全課長の仁平と申します。よろしくお願いいたします。
- 有泉防災計画係長 総務部防災課防災計画係長の有泉と申します。よろしくお願いいたします。
- 金三津災害対策係長 総務部防災課災害対策係長、金三津と申します。よろしくお願いいたします。
- 石橋建築防災係長 都市整備部建築調整課建築防災係長、石橋でございます。よろしくお願いいたします。
- 中原不燃化推進係長 都市整備部地域整備課不燃化推進係長の中原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 班長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから議論に入りたいと思います。本日のこのセッションでは、施策32「災害に強い都市の形成」ということですが、この施策は、より大きなグループとしては、「安全で安心なまちの実現」というものに入っています。この32番に並ぶものとしては、ほかに33番「地域防災力の強化」、それから34番「事故と犯罪のないまちづくり」ということになっています。この評価の都合上、地域防災力という大変大事な問題、もちろん災害に強い都市の形成ということと並ぶ重要なものもありますが、これは今日、お話として出てまいりません。また、事故や犯罪のないまちづくりというのも安心・安全には関係ありますけれども、出てまいらないということでございます。

その前提で、都市整備部長さんから、この施策32につきまして、現状と課題、今後の方向性というようなところについて、事務事業や施策の体系、指標の位置づけと絡めた、10分から15分程度のご説明をお願いいたします。少し時間が延びていますので、簡潔にお願いできればと思います。

○関係職員 都市整備部長の吉川でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、施策32「災害に強い都市の形成」についてご説明させていただきます。災害に強い都市の形成は、施策の大綱の「05 住みよさを実感できる世界に誇れるまち」の中の基本施策の「12 安全で安心なまちの実現」の中の一施策として位置づけられてございます。

それでは、お手元の施策評価シートに基づきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、1、施策が目指す江東区の姿でございますが、「地震や災害、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。」としております。その姿を実現するため、2に大きな取り組みを3点掲げてございます。

まず1点目は、「耐震・不燃化の推進」でございます。区立施設の100%耐震化、民間建築物の耐震化及び細街路拡幅整備を進めてまいります。不燃化については、区内全ての町丁目において不燃領域率70%以上の達成を図ります。不燃領域率と申しますのは、地域における公共空地だとか、耐火建築物の割合で70%になりますと、「燃えない・燃え広がらないまち」になるとされてございますので、この不燃領域率70%以上の達成を目指すということでございます。

2点目は「水害対策の推進」でございます。堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現、雨水貯留や浸透施設の整備推進、ハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めてまいります。

3点目は「災害時における救援態勢の整備」でございます。防災倉庫の改修や新設、物資の輸送ルート確保に努めてまいります。

次に、個々の取り組みについてご説明させていただきます。次のページの4の施策実現に関する指標のほうからご説明させていただきますので、そちらをごらんください。それと28年度の行政評価（二次評価）の結果も踏まえてご説明させていただきます。

初めに耐震化の推進に関する取り組みでございますが、まず、指標の130「民間特定建築物耐震化率（大規模建築物）」でございますけれども、こちらは平成26年度の現状値は82%で、これは平成24年度耐震化率を用いた数値でございます。そして、28年度は86%で、こ

ちらは平成25年度の数値でございます。目標値は平成31年度に93%としており、緩やかではありますけれども目標に近づいてございます。

なお、耐震化率の数値については、今後も江東区の耐震改修促進計画の改定時に更新をまいります。

次に、指標131「民間特定建築物耐震化率（特定緊急輸送道路沿道建築物）」でございます。この特定緊急輸送道路とは、東京都の条例によりまして定められている、災害時に緊急物資を輸送するための道路でございます。江東区内では都心方向に向かう東西の主要道路が指定されてございまして、北から申し上げますと、蔵前橋通り、京葉道路、新大橋通り、葛西橋通り、それと湾岸道路と、あと高速道路が指定をされてございます。それと、主な南北の道路につきましては、一般緊急輸送道路という形になってございます。建築物の耐震化率を上げまして、大きな地震でも倒れて道路が塞がれないような対策が必要という形でございます。この数値につきましては、江東区内の特定緊急輸送道路沿道に関する建築物の耐震化率を示してございます。

恐れ入りますけれども、少し飛びまして申しわけございませんが、行政評価結果への取り組み状況シートの2ページのこれまでの取り組み状況の①をごらんいただきたいと思えます。平成28年度の「東京都耐震改修促進計画」見直しに合わせまして、本区も「江東区耐震改修促進計画」の改定を行ってございます。特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、以前は平成27年度末までに100%を目標としてございましたけれども、東京都に合わせまして、平成31年度末での目標値を90%、平成37年度末までの目標値を100%といたしました。

恐れ入りますが、指標の131にお戻りいただきたいと思えます。指標131の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率の目標値は、平成31年度に100%としておりますが、これは今ご説明した促進計画の見直しの際に設定した数値でございまして、現在は31年度90%を目標としてございます。平成26年度の現状値は81.9%、平成27年度は84.1%で、平成28年度は85.7%でございます。特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事につきましては、平成29年度、今年度から耐震性の低い建築物への助成制度の拡充を図るとともに、今後も普及啓発に努めてまいります。

恐れ入りますが、またこれまでの取り組み状況の②をごらんいただきたいと思えますけれども、②戸建て木造住宅の耐震化普及啓発をごらんください。戸建て木造住宅の耐震化を促進するため、平成28年度にアンケート調査を行ってございます。結果から課題として、

耐震設計や耐震改修工事の費用負担、それと所有者の高齢化などで進まないという現状がわかってございます。調査結果をもとに、平成29年度から民間建築物耐震促進事業のレベルアップを図りまして、耐震診断及び補強工事に対する助成事業の拡充を行ってございます。

次に、③のマンション耐震化普及啓発でございまして、江東区内マンションの訪問調査を実施し、耐震化の重要性について啓発を行いました。また、訪問調査後のマンション管理組合等からの問い合わせにつきましても東京都と情報共有を図ってございます。

次に、④の防災上重要な区立施設の耐震化でございまして、小・中学校の耐震化は平成21年度に完了いたしました。その他の区立施設耐震化も平成27年度に計画どおり完了いたしました。区立施設の耐震化は100%を達成してございます。今回こうした取り組みによりまして地震に強いまちづくりを進めております。

以上が耐震化への取り組みでございまして。

次は、細街路の拡幅整備についての取り組みについてでございます。恐れ入りますけれども、指標にお戻りいただきまして、指標の132「細街路拡幅整備延長」でございまして、本区では、昭和61年10月から細街路拡幅整備事業を実施しておりまして、地域防災計画においても避難路確保や消防救助活動等の円滑化対策として掲げられてございます。指標の数値は、その拡幅整備した延長の合計値で、目標値は平成31年度に約19キロとしてございます。平成26年度の現状値は約13.7キロ、平成27年度は約15.8キロ、平成28年度は約16.6キロでございます。建物の建替え時に合わせた細街路拡幅整備への働きかけを行っておりまして、今後も建築確認の件数と比例した増加が見込まれてございます。本区では狭隘道路の拡幅を進めまして、防災性の向上を図ってまいります。

次は、不燃化の促進に関する取り組みについてでございます。指標の133「不燃領域率70%以下の町丁目数」をごらんください。先ほどご説明しましたとおり、地域における耐火建築物等の割合が70%以上になりますと、「燃えない・燃え広がらないまち」になるということとされてございますことから、70%以下の地域をなくするという取り組みでございまして。目標値は、平成31年度に0町丁目としてございます。平成26年度の現状値は16町丁目、これは平成23年に東京都が算出した数値でございます。これ以降、公式な数値としては算出してございません。

なお、平成28年度末の数値が今年度中に公式な数値として再度公表される予定となっておりますけれども、区が独自に算出した、非公式ではございますけれども、数値とし

ては、平成28年度11町丁目まで減っていると推計してございます。

恐れ入りますけれども、またこれまでの取り組み状況の⑧番をごらんいただきたいと思っておりますけれども、⑧不燃化特区制度による助成事業開始をごらんください。平成26年7月から北砂三・四・五丁目地区を対象に、老朽建築物除却や建替え助成等の支援制度を開始いたしました。平成26年度、27年度には新防火地域指定等の各種法的整備を行っております。この新防火地域指定というのは、建築物の耐震性能を強化する地域を指定したというものでございます。

次は、⑨不燃化相談ステーション開設でございますけれども、平成26年7月に地区の住民に対し、不燃化の積極的な働きかけを行います「不燃化相談ステーション」を開設いたしました。現地に相談員を常駐しまして、支援制度のご案内や建替え等に関する全般的な相談への対応体制を構築してございます。

⑩の不燃化特区推進事業におけるUR都市機構との連携によりまして、道路や公園等のハード整備を見据え、UR都市機構と本区は平成27年度にまちづくりに関する基本協定を締結いたしました。これによりまして、URの密集市街地の整備に関する技術とノウハウを防災まちづくりに活用して事業を進めてまいりたいと思っております。

次は、⑪北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会の設立でございますが、平成28年10月に住民主体のまちづくり協議会が設立され、この協議会の場で活発な意見交換が行われたことによりまして、昨年度末にはまちの将来像の協議がなされまして、まちづくりの骨子がまとまってございます。今後はこの骨子をさらに深度化しまして、区に提案をいただくということになってございます。

次の⑫旧小名木川保育園跡地における区民ワークショップを活用した公園整備でございますけれども、不燃化特区で初のハード整備といたしまして、旧小名木川保育園跡地を公園として整備することになりました。こちらはもともと北砂五丁目にあったのが一丁目に移転をして、その跡地を公園にするという整備でございます。今年度は区民を交えたワークショップの開催によりまして、地元の意見が反映され、かつ防災に資する公園整備を目指してまいります。

なお、この取り組みは平成29年度からの不燃化特区推進事業のレベルアップにより進めてまいります。

以上が不燃化の推進でございます。

次は、水害対策の推進に関する取り組みでございます。

○班長 すみません、少し時間がオーバーしていますので、重要なんですけど、上手にまとめてください。

○関係職員 次は、水害対策の推進の取り組みでございます。また指標にちょっとお戻りいただきまして、指標134をごらんいただきたいと思います。「134 浸水被害件数」をごらんください。目標値は、平成31年度に0件としております。平成26年度の現状値は21件で、これは平成25年度の数値で、台風や集中豪雨の際の降雨による浸水被害でございます。平成27年度、28年度はともに床下浸水以上の被害は出てございませんでした。本区では外郭堤防の完成によりまして、昭和41年以降は高潮や洪水による被害はございません。しかし、台風の大型化やヒートアイランド現象が原因と考えられる時間50ミリを超える局所集中豪雨や土地の高度利用に伴う地下空間の増加による浸水被害への対応が課題となっております。

恐れ入りますが、またこれまでの取り組み状況をごらんいただきたいと思っておりますけれども、⑦水防関連施設の整備でございます。国土交通省では、荒川水系河川整備計画に基づきまして、東砂地区の荒川堤防の耐震化や高潮対策を今年度秋より工事に着手し、平成32年夏までに完了する予定となっております。東京都の建設局、港湾局、下水道局では、東日本大震災後に定めた地震・津波に伴う水害対策に対する都の基本方針に基づき、それぞれ施設整備計画を策定いたしました。これらのもとで各施設の耐震化等を進めておりまして、平成33年度までに完了する予定となっております。そのうち下水道整備につきましては、東京都下水道局によります江東幹線整備等の再構築事業が進行中でございます。本区におきましても、下水道整備事業の受託によりまして下水道の再構築事業の促進を図っております。

次、⑤雨水流出抑制対策についてをごらんください。平成22年度より雨水流出抑制対策実施要綱に基づきまして、区内の施設の敷地内に雨水浸透貯留施設の設置を推進し、区、都、事業者、区民の協力による浸水対策も進めてございます。水害対策にかかわるこれら以外の取り組みについて、⑥災害リスク等に係る情報提供についてをごらんいただきたいと思っております。荒川が氾濫した場合や、平成12年の東海豪雨と同程度の雨が降った場合に、江東区内のどの区域がどのぐらいの深さで浸水するのか、その際にどのような行動をとるべきかを示したハザードマップを作成し、区役所または出張所等での配布のほか、ホームページで閲覧できるようにしてございます。

なお、この取り組みは平成29年度から水防対策事業のレベルアップによりまして進めて

まいります。本区は、これらの取り組みによりまして、水害など災害リスクに対応したまちづくりを進めてまいります。

次に、救護態勢の整備に関する取り組みでございます。こちらは指標の設定はございませんが、本区では、平成27年度では単独施設として江東中央防災倉庫、施設併設としては豊洲シビックセンターの防災倉庫と新木場防災倉庫が完成いたしました。平成28年度には旧大島防災倉庫が入ってございました都営住宅の建替えに伴いまして、隣接の都営住宅の敷地内に単独施設として大島防災倉庫を移設いたしました。平成23年度の東日本大震災や平成28年度の熊本地震、また臨海部を中心とした人口の急増などによりまして、区の備蓄物資に対するニーズが増加及び多様化してございます。本区は実態に即した備蓄物資や資材等の種類と量の見直しと、それに伴う防災倉庫の整備を進めてまいります。

各シートの説明は以上でございます。

この施策32の災害に強い都市の形成は、区民の安全確保のため、河川、道路、建築物等について、災害に対して万全にするための取り組みでございまして、長期計画の着実な実行によりまして実現していくものでございます。区は、区民が安心して安全な生活を営むために、国、東京都、各自治体及び関係企業等と連携を密にしまして、引き続き施策を推進してまいります。

私からの説明は以上でございます。長くなりまして、申しわけございませんでした。

○委員 ありがとうございます。

それでは、委員の質問に移りたいと思います。まず、私のほうからは、この施策実現に関する指標について幾つかお伺いしたいと思います。この指標130、131、あるいは132、さらに133も16が11と非公式ですが動いたということになっています。これ4つまとめてということは難しいと思うんですけれども、この指標が進展、進歩しているわけです。この進歩しているということについては、どのようなことが影響なり貢献しているとお考えか、ちょっと区としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○関係職員 私のほうから指標130、131、132についてご説明いたします。指標の130、131はともに耐震化の件でございますけれども、東京都耐震改修促進計画に伴いまして、江東区でも見直しを図ったとご説明いたしましたが、その中で、見直すだけではなく、助成の拡充といったものを取り入れてございます。耐震化に関しましては、どうしても既存の建物を改修するということをしなければ耐震性の向上は図れないということがございますので、江東区としましては、都や国と協力しながら助成をしていくということによりまして、

少しずつではありますが、耐震化の進捗を図っているといったところです。

○委員 例えば何をどうしたことが拡充なんですか。

○関係職員 例えば、一番最近実施しました拡充としましては、特定緊急輸送道路、131のものでございますけれども、こちらについては、平成29年度から助成の対象となる費用の限度額、助成の限度額を約1.5倍に拡充しまして、工事がスムーズに進むように、皆様に使っていただけるようにした拡充でございます。

○委員 個人によって違うんでしょうけど、1.5倍だと最高幾らぐらいなのでしょう。

○関係職員 特定緊急輸送道路の最高につきましては、限度額が平米当たりの限度額となっていますので、工事によって変わってくるといったところでございます。

○委員 平米当たりの単価は幾らでしょうか。

○関係職員 平米当たりとしましては7万5,000円程度に、7万5,450円です。

○委員 だから、7万5,000円の1.5倍に。

○関係職員 1.5倍にして7万5,000円です。

○委員 細街路については何がよかったのでしょうか。

○関係職員 細街路の拡幅につきましては、建築の設計の段階で道路の相談というのがあります。その道路の相談を受けたときに、拡幅整備事業について紹介をして説明を聞いていただくといったようなことをやってございます。そのほかに、今、建築確認は江東区とか東京都以外にも民間の機関もやってございますので、そういった民間の機関にも事前協議の箇所として、こういった拡幅整備の事業をやっている窓口を紹介していただくといったことをやってございます。こうしたことによりまして数字が伸びているものと考えております。

○委員 ちょっと時間の関係もあるんですけど、要するに住んでいる方に負担がかかりますよね。その負担を緩和しないとみんな何もやらないのだろうと想像するんですけど。住民の方達からすれば、自分の家を削られるんですよね。違うんですか。

○関係職員 細街路拡幅整備事業は、もともと道路として範囲が決まっておりますので、敷地が減るということではなくて、使える範囲というのは変わらないということでございます。整備に関して区が行っていくといったところでございます。

○委員 それだとどんどんできそうだけど、なぜできないんですか。

○関係職員 できない理由としましては、道路については、公共の道路だけではなくて、私道というものもござります。私道については、拡幅をするというものなかなか権利関係

の複雑なところもございますので、一筋縄にはいかない場所もあるといったところで進んでいないものと思われまます。

○委員 私、区を批判しているわけではなくて、そこでご苦労があるだろうと思うんですが、そこをこじあけていくには例えばどんなことをされるんですか。

○関係職員 拡幅整備事業に当たりましては、係員が足しげく現場に通っております。もちろん新築に伴ってやる場合が多いので、新築の業者さんとも綿密な打ち合わせをしております。なるべく仕上げが新築の建物と道路が自然に連続するような形ですとか、そういったことを所有者さんと話しながら工事を進めていくといったことをやっております。

○委員 それから、下水道整備事業の受託というお話がありましたけれども、これは東京都にやらせておくところが明かないので自分でやってしまうと、こんな意味でしょうか。

○関係職員 下水道の受託事業につきましては、本来、下水道の工事は東京都下水道局でやっております。東京都下水道局が自分のところの目標で経営計画2016にも書いてあるんですけれども、平成41年度までに再構築事業を終わらせるということで目標を立ててございます。東京都下水道局だけの工事だとやっぱりマンパワー的に足りない部分がございます。東京都下水道局だけの工事だとやっぱりマンパワー的に足りない部分がございます。道路管理者である江東区であったり、都道だと東京都の第五建設事務所になるんですけれども、そちらのほうに協力依頼という形で依頼をして、うちのほうはその協力依頼を受けた形で下水道局からお金をもらって、本来下水道局がやる工事を受託してやっているというところでございます。

○委員 マンパワーの足りない部分を補填する。それにはお金が要るから、それを出させる。

○関係職員 昭和の時代に下水道の普及でかなり下水道の工事が行われました。昭和の最初に下水道の工事をやった下水道が大分老朽化してきております。今後、一斉に更新時期を迎えると。そういったところで工事がこれから多くなるというところもございまして、下水道局だけじゃなくて、道路管理者も手伝っているというところがございます。

○委員 ありがとうございます。それでは、次に、どうぞ。

○委員 すみません、時間もないことですので、ちょっと伺いたいんですが、こちらのほうに書かれている施策の取り組みに関しましては、これは予防のための、災害が起こらないための部分がわりと多いのかなと理解をしていますが、起こった場合の被害を最小限に食い止めるとか、あと被害状況を一元的に集約して、復旧して二次災害を防止するという観点では、こちらの施策では考えないという理解でよろしいですか。

○関係職員 幾つか二次災害を防ぐとか、減災の取組みというのはあると思うんですけども、まず、私ども防災課のところで言いますと、危機管理の啓発みたいなものというのがあります。例えばですけども、今、被害想定で江東区だと440人ぐらいの死者が想定として考えられているんですが、これを今、江東区では6割ぐらいは減らしたいというふうに考えています。一番死者で想定されるところが、家具が転倒してきて、それによる圧死というところが考えられています。なので、家具の転倒防止器具のあっせんであったりとか、そういうものというのが、今度、施策の33のほうに出てくるんですけども、そういうようなソフト事業というところでの被害の防止だとか減災みたいなもの。それから、啓発なんかに関して言うと、各自が家でできるものだとか、危ないところ、それから学校に通う道で危ないところなんかを確認したりとか、そういう部分というのは、やはりふだんからの啓発だったりとか意識しましょうという呼びかけなどによって行うので、そういうもののパンフレットだったりとか、地域の防災訓練の中でやっていくような部分というところは施策33のソフト事業に入っています。

○委員 わかりました。被害状況の集約、一元管理も33で考えればよろしいんですね。

○関係職員 はい。被害状況の集約としては、災害情報システムというのを江東区は入れておまして、実際に災害が起こったときには、この隣の防災センターの中で災害情報システムというところを活用しながら区の職員が集まって、どこで何が起きているみたいなことを集めていくんですけど、簡単にすごく大ざっぱに言ってしまいますと、その災害の情報を集めてくるのは、小・中学校の避難所になっているところに職員が行って、そのところの被害状況などを発信していったり、あるいは土木さんだったり、建築だったりとか、町場に皆さん行って、そこで集めた情報というのを、災害情報連絡システムのほうで集約して行って、それを幹部職員だったり、災害対策のときは区長がトップになるんですけども、そこで確認して、何をしたらいいのか、あるいは協定を結んでいる企業様に呼びかけをしてどう動いてもらうか、そういう意味で被害情報の集約というのは災害情報システムによっております。

○委員 はい。ありがとうございます。基本的にこちらのほうはハードのほうで、耐震のことで考えればよいということで、都の助成の金額が上がれば、この数値、耐震化率に関しては上がっていく。先ほど高齢化というのが1つの進まない要因だということでお話しいただいたかと思うんですが、そちらに関しては、何か対策としてはお考えですか。

○関係職員長 高齢化という点では、平成29年度から助成の拡充を行ってまして、これ

は戸建ての木造住宅に対しての拡充でございますけれども、高齢者世帯について助成率を、耐震補強工事について、従来2分の1までということで、最高で150万円といった内容でございましたが、それを高齢者世帯に限っては、工事費の3分の2までを上限に、かつ150万円以内といった助成の拡充を行っております。

○委員 高齢化に関しても、やはり金額面が大きいという分析と理解すればよろしいですか。

○関係職員 はい、そうですね。高齢化によって年金世帯だとか、そういった収入の少ない世帯が増えていますので、そういった世帯に対しての拡充といったところです。

○委員 ちょっと関連してなんですが、事業一覧のところでは民間建築物耐震促進事業ということで、こちらのほうをレベルアップされていく。先ほど助成金額を引き上げるということで伺っているんですが、こちらのほう、予算額に関しては、金額面では減っているというのは、これは対象の手が挙がってきていない状況だという理解ですか。

○関係職員 金額自体が減っているというのは、やはり耐震補強工事ですね、設計が終わって工事に移るといったような流れがございまして、年度によって設計の進みぐあいでの年の工事費が変わってくるといったことがございますので、予算上は見た目が減っているんですけれども、一つ一つの案件については拡充しているといったようなところです。

○委員 タイムラグがあるので、そのタイミングによって件数のでこぼが出てくるという理解ですか。

○関係職員 はい、そうでございます。

○委員 ありがとうございます。以上でございます。

○委員 すみません、時間も限られているので幾つか絞ってご質問させていただきたいと思うんですが、先ほどのお話とも若干絡めるところから行きますと、ちょっと本筋からずれてしまうんですけれども、施策32と33の関係性について、先ほど質問と回答をいただいたんですけれども、防災とか減災みたいなことを考えていくときに、これは大きな1つのこれからの都市運営でいうと、非常に優先度、緊急度の高い施策ということに挙がってくるかと思うんですけれども、そのときにソフト・ハードをどう一体的にやっていくか。特に災害が起きたときの災害対応時のハブになるのは行政の方々ということで考えていくときに、その意識のところはどうなのかというのがすごく個人的に関心がありまして、具体的には、先ほどご回答いただいた防災課長さんは総務部でいらっしゃるって、今、ご説明いただいたハード系のところは都市整備部さんでいらっしゃると思うんですけれども、日

常にどのような連携を業務で図られていらっしゃるのでしょうか。

○関係職員　日常的に言いますと、マンションだとか新しい建築物ができてくるときなどには協議の文書というのを、建築課さんの紹介で防災のほうに業者が来るようにして、その中で、例えばハードのほうの設備としては建築のほうで指導しながらやり、ソフトの部分で、そここのところに自主防災組織をつくってくださいねとか、防災品を備蓄してくださいねみたいな部分では防災課のほうで指導するような形で、例えばですけれども、漏れないような形をとっていたりとか、不燃化なんかに関していいますと、不燃化の促進ステーションというものが、先ほど事業の説明であったと思うんですけれども、そここのところで防災のあっせん物資ですね、例えば漏電関係のそういうもののセットだとかのあっせんがありますよという紹介を連携してしてもらったりとか、できるだけ漏れないようにするには心がけております。

○委員　まさにそういうことが大事だと思っているんですけれども、例えば、今お答えいただいたことなのかもしれないですが、関連してもう1問だけ追加させていただくと、ハードとして備蓄倉庫、あるいは倉庫物資の充実を図りますということがご説明の中にあるんですけれども、具体的に災害が起きたときに、どういう形でどういう広域避難所、あるいは常設の避難場所に対して配給を行うかといったようなハードとソフトの計画、あるいは戦略みたいなものというのは、今おっしゃられたような例で、両部の連携の中であらかじめかなり準備がされていらっしゃるというような認識でよろしいのでしょうか。

○関係職員　我々毎年地域防災計画というのを取りまとめておりまして、少しずつ修正を加えながら毎年それを防災会議という、当然ハードの部分もソフトの部分も全庁的に参加する組織体を設けておりまして、その中で計画の改定というのをやっていくんですが、例えば今のことで言うと、避難の拠点となるような小・中学校と公共施設を加えた68施設が拠点になるという形で、災害が起こったときに皆さんが避難してくる場所というふうに言っているんですけれども、その拠点となる小・中学校に向かう道路、幹線道路と結んでいるところの道路も含めまして、そこが閉鎖されてしまわないように、計画的には、これは都と区とそれぞれ役割分担をしながらなんですけれども、そこを塞いでいるようなものに関して撤去することによって、区の防災備蓄というのは小・中学校に全て置いているわけではなくて、プラス24の防災倉庫を区内のあちらこちらに分散備蓄しておりますので、そこから物資を運ぶために道路をきちんと除去するような役割分担みたいなものもその計画の中で置いていますし、そここのところを実際にやる手段として、例えば協定を結んだパワ

一ショベルなんかを持っているような業者に連絡をとってやるような部分というのは、直接的にはハード部門から連絡がいったりとか、そういうような連携は計画の中でもしておりますし、日常的に訓練の中でも、防災訓練にハード部門が参加したり、逆に水防関係のところソフト部門が参加したりとか、そういうような連携をとっています。

○委員 はい。わかりました。そういう意味でいうと、その部分の意識はお伺いする限りでもなさっていらっしゃるというのはわかったので、ぜひさらに推進していただければというふうに思います。

私のほうからもう1点だけお聞きさせていただきたいんですけども、不燃化のことにつきまして、本当は細かいことをいろいろ聞きたいんですが、ちょっとここは1つに絞ろうと思います。先ほどのいろいろなお説明の中で、これは私ちょっとよく解釈し過ぎなのかもしれないんですけども、ある種の1つの成功モデルのような事例を見て取るようなことができた思いがしておるんですが、北砂三丁目から五丁目の、特に木造住宅が密集している地域において、不燃化特区制度を活用し不燃化相談ステーションを設置し、そこからまちづくり協議会の設立につなげ、さらに相談員を配置して、さらなる住民の方々の認識等の向上にもつなげていらっしゃるというふうに理解をしたんですけども、こんな理解が正しいのかもどうかも含めて、もし正しいのだとしたら、これは実際、成功要因といえますか、こういうような形でうまくつながっていったことをどう区として分析なさっているのかということと、あとここから得た教訓として、北砂三から五丁目地域以外の区内のいろいろな形に横展開していくような何か戦略といえますか、方策というものをどういうふうに考えていらっしゃるか。もしお考え等あれば、ご紹介いただければと思います。

○関係職員 今、不燃化ステーションのお話、北砂三・四・五丁目の取り組みですけども、これにつきましては、平成26年度から地道に取り組んでいって、住民に呼びかける、要するに働きかけをして積極的に、耐震と違いまして不燃化というのは建替えないと更新しないという、0か100ですので、非常に大きな重いものだと思いますが、基本的にはそれを積極的に働きかけていくことが一番大事なのではないかということ、住民の中に不燃化のまちをつくるという機運を醸成していくことが一番大切だということとそういう取り組みをさせていただいているのが北砂三・四・五丁目の地区で、かなり成功しているというふうに認識しております。

その中で、他地区におきましても、これをパイロット事業として、今後そのほかの12地

区につきましても同じようにまず機運醸成、要するに住民がまずみずから立ち上がって建てかえていくというものを大事にしていくということで勉強会なんかを、また協議会なんかを設立しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。以上です。

○委員 これはほかの自治体でこの不燃化相談ステーションのような取り組みがあって、何かヒントがあって始められたか。それともまさに区の考えで、気がついて始められたか。その点、どうでしょうか。

○関係職員 これは東京都の不燃化10年プロジェクトというのが始まりまして、同じようなメニューがございまして、都の助成が入る仕組みになっておりますので、ほかの区でもやっているところもありますし、地域に応じてメニューを結構選べますので、うちの場合は積極的な働きかけということでステーションの設立を選択しています。他区でもやっているところがございます。

○委員 ありがとうございます。

モニターの方に移る前に、1つだけ私からお伺いしたいことがありまして、それは別に騒ぎを起こすつもりもないんですけども、指標134、時間50ミリ以上いってしまうと許容能力を超えると。結局あちこちで時間100ミリいってしまったというところに対して、これ、施策32、33、両方かもしれないんですけど、今、あれはどうするんですかと私が区民代表して聞いたら、冷やかすわけじゃないけれど、どういうお答えになるんだろうか。ちょっと一言だけ。

○関係職員 今、東京都下水道局では降雨50ミリ対応というところで下水道の整備を進めてございます。まず、メインの整備といたしましては、幹線整備を進めております。幹線につきましては、東大島幹線、南大島幹線、江東幹線が今工事中でございます。こちらにつきましてはシールド工法で、主に都道の下などを掘って、これができれば50ミリ対応ができる。あとは小松川第二ポンプ所というのを荒川に排水するためのポンプ所もつくっているんですけども、これもあわせて完成すれば50ミリ対応になるというところで、今、一生懸命頑張っているところでございます。区のほうからも、例えば議会を通じてとか、早期の完成というところで強く要望しているところでございます。

○委員 今、100ミリ降っているんですけどというのは、どういう対応になりますか。全く無理でしょうか。50ミリ以上対応できるんですか。50ミリまでは対応できるということで

すか。

○関係職員 50ミリ降ったときは対応できるけど、100ミリだとやはりちょっと難しいところがございます。

○委員 ということで東京都が50ミリというふうにしているという点でも抜かりがあるわけでしょうかね。ちょっと、では失礼しました。

○関係職員 基本的な治水対策というのは、非常に構造物としては大がかりなものになりますので、目標値を設定しなければならない。だから設計上も目標値としては50ミリということ、これは河川、それから江東区の場合は下水が中心になりますけれども、内陸部では河川もやっぱり50ミリ対応の形でもって整備を進めています。ただ、実際にはその50ミリの基本のスペックの仕様の上に、例えば一次管内貯留であるとか、あるいは下水で言えば調節池というんですけれども、区の中でも南砂とかにありますけれども、そこに降った雨を一時ためる。これは50ミリという基本の設計基準の中に換算されないですけれども、そういう形で実際には50ミリ以上の対応能力があるというふうに考えています。過去も実際100ミリの雨というのが江東区の中で観測されているんですけれども、1時間であれば100ミリをほとんど飲んじゃうような感じですね。決して50ミリ以上のものに対しては全く無力というのは、現状、無力だということではないと思っております。

○班長 それでは、外部評価モニターの皆様方からご意見、ご質問等をいただきたいと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

○外部評価モニター 江東区の大島に住んでおります。今、時間50ミリというのは、これは随分昔から決められている数字なんです。現在、東京都内あちこちに大雨が降ったとき、それをためるようなでっかい水槽ができてはいるはずですが、江東区はそれがあつたのでしょうか。聞いたことないから、ちょっとそれがあつたら教えてください。

○関係職員 先ほどお話ししましたような下水道施設の下水管から水をためる雨水調整池というのは幾つかございます。ただ、先ほど言われたのは、例えば環七地下河川であるとか、あるいは目黒川流域でも、大型の雨水調整池のことだと思いますけれども、それほど大規模なものというのは本区の中にはないです。

ただ、1点申し上げますと、いわゆる都市型水害と言われる集中豪雨が集まってくるところというのは内陸部のほう、隅田川の西側のほうの台地があつてその下に町があるという、そういうところ、神田川流域であるとか、目黒川流域であるとか、そこは高台に降った水が50ミリとか100ミリとか一斉に下の低いところに集まっちゃいますので、ものすごい

勢いで出てきますけれども、江東区の場合は基本的にフラットですので、100ミリというと、大きく言えば10センチですから、本当にフラットのところであれば10センチ水がたまるだけの、全然排水がなくてもたまるだけの話になりますので、大きな被害にはなりにくい構造になります。少なくとも目黒川流域であるとか、神田川流域であるとか、ああいうところとは、江東区の水害に対する強さ、要素というのはちょっと違うと思います。

○外部評価モニター 荒川水系とか、そんなところから流れ出てきて、江東区は大水害が起きているはずですよ、隅田川の中で。そういうのは想定しているんですか。そのための大きなやつをつくるんじゃないのかなと。

○関係職員 荒川水系、隅田川水系に降った雨というのは、基本的には外郭堤防という形で、いわゆる江東デルタで墨田区と江東区の周りをぐるっとおむすび型に囲む堤防がございまして、それで基本的には区内には流れてきません。ですから、それを乗り越えるような水害があった場合にどうするのかということについては、現在、流域5区の中でも検討会議でもって検討していますけれども、今の段階では検討の中で、それは1000年に1度あるとか、そういうような水害になります。

○関係職員 ちょっと補足なんですけれども、一番最初の質問で貯留している場所が何か所かあるはずだという質問なんですけれども、一応下水道局から情報をもらっているのは、永代幹線の暫定の貯留施設が、これが2万4,000立米入ることになっております。あと、越中島の二・三丁目の残留貯留施設が3,200立米、あと海辺・千石二丁目の施設が1,300立米、あと木場六丁目が790立米、あと南砂に雨水の貯水池というのがございまして、これが2万5,000立米、一時的に貯留できることになってございます。

以上です。

○班長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○外部評価モニター お伺いいたします。直下型地震が起きた場合で、たしか先ほどおっしゃられた特定緊急輸送道路は、江東区の中には京葉道路、新大橋通り等ありますということでしたが、そこってたしか液状化か何かのハザードマップなどで、液状化が一番心配されるという地区に、全てなっていて、たしか、3.11のときにはほとんど江東区内液状化はなかったと聞いているのですが、実際問題として起きた場合、それ以上の東京の直下型が起きたときには、おそらくそこは液状化するだろうと言われてますよね。その部分はどうお考えなのかということと、あわせて江東区は多くの川、海に囲まれて、ほかの陸地と橋でつながっているのですが、大概はその橋が全部だめになるだろうと。隅田川にか

かっている橋はもたないのではないだろうか。荒川側にかかっている橋も多分もたないだろうと言われておりますが、そういった場合に、おそらく都内でも孤立した地域になるのではないかということで、多分、水路とかの防災を検討されていらっしゃるんだと思うんですけども、実際そうなったときに、これだけの何十万人の区民をどのように被災から守っていくのかとか、先ほど言っていた特定緊急輸送道路はほとんど多分機能しない状態になったことというのを想定されていらっしゃるのかどうかを教えてください。

○関係職員 特定緊急輸送道路につきましては、確かにそれが、例えばビルが倒壊して通れなくなるということもございます。それを補完する道路というのがほかにもございまして、万が一それが通れない場合は、その補完する道路で補うという考え方を東京都は持っておりますので、緊急輸送道路がだめになった場合の次の策というのは考えてございません。

あと橋がだめになるという話もあったんですけども、江東区が管理している橋梁は83橋ございまして、阪神淡路クラスの地震にはほぼ耐えられるのかなというところはありません。というのは、落橋防止装置といって地震で揺れが来て橋桁が橋台から落ちると、そういうことがないように橋台と桁をつなげる装置なんですけれども、それを平成10年代ぐらいからやっています、それをほぼつけ終わってございます。あと、橋脚がある橋でちょっと耐震性がまだとれない部分があったりはするんですけども、それも順次改修する予定になってございますので、なるべく早く我々もそれを実現しようと思っております。

以上です。

○班長 補足はありますか。

○関係職員 橋梁が落ちた場合の水路の輸送についてですが、今、職員がおっしゃったとおり、橋梁がすべて一斉に落ちてしまって、全てが分断されてしまうということは想定していないところです。ただ、部分的にどこかが使えなくなっているとか、そういうことというのは起こり得るものとして、区内にある内部河川、これを使った補助的な輸送みたいなものがないかということで、遊漁船、釣り船を管理しているようなところと協定を結んだりしながら、実際に船を使って防災船着場から資材を運んだりとかできるような計画をつくったりとか、一部ですけれども訓練をやったりとか、そういうものを補助的に使えるようなことというのは計画の中では考えているところでございます。

以上です。

- 班長 ありがとうございます。最初の補完のルートというのは、液状化で倒れるという可能性、耐震はできていても液状化で倒れちゃう可能性はあるということで理解していいんですか。液状化というようなお尋ねがあったんですが、特定緊急輸送道路の沿道の建築物です。
- 関係職員 一般的にビルにつきましては、基礎ぐいというのが設置されておりまして、液状化に伴って倒壊するという事はないというふうに認識しております。
- 班長 わかりました。それでは、最後のご意見、ご質問にさせていただきます。
- 外部評価モニター 九州の洪水の災害で感ずるんですけれども、ああいう洪水が起きた場合、特に江東区においてはそういう危険が大きいわけですね。その場合、電柱をやめろという声が片一方でありますね。今朝の新聞なんかで小池さんも言っています。けれども、電柱をやめて電線を地中に埋めちゃったときに、洪水が起きたとき大丈夫なんでしょうか。このことをスタディしましたか。ぜひそれを教えていただきたいと思ったんです。
- 関係職員 今、無電柱化というお話がございました。無電柱化につきましては、小池知事誕生から、これから東京都もどんどんやっていくんだという話で、今、無電柱化を東京都では進められているんですけれども、水が入るというところは、確かに全然入らないというわけではないと思います。それにつきましては、排水をどこかに設けたり、そういったところで水を排水したりですね。
- 外部評価モニター がばっと来たときに、排水をどこかへ設けるなんていうんじゃない間に合わないでしょう。
- 関係職員 電線自体は電線がむき出しで入っているわけではございませんので、何かしらのカバーはしてございますので、そういうところでは安全なのかなと思います。
- 外部評価モニター 大丈夫なんですか。
- 関係職員 はい。大丈夫だと思います。
- 外部評価モニター 電柱なくして、電柱高いところにあるからね。洪水が起きても大丈夫で停電にならないでしょう。
- 関係職員 ただ、例えば地震で先ほど緊急輸送道路を塞いだり、そういった懸念もございますので、できる限り地中に入れていきたいというところなんです。
- 関係職員 すみません、道路冠水というんですけれども、大雨でもって道路が一時的に完全に水没しちゃうということ自体は、今も特に珍しいことではないです。それで無電柱化したところの電気が停電になってしまうかと言ったら、それももちろんないわけで、基

本的には大丈夫だというふうに思っていたいで結構です。

○委員 ありがとうございます。ちょっと委員が、50ミリでいいと言っているだけじゃだめだろうと、ちょっと過激なことを言いまして議論を混乱させたかもしれません。大体のところについては、いろいろなところについて織り込み済みであったり、あるいは一定の基準はあるけれども、その基準自体の現実の責任においては、それに対する適正の余地があり、またそれに対応するさまざまな仕掛けが見えないところに用意されている、このようなお答えを頂戴したように思います。モニターの皆様から何がご心配になっているかという点、災害に強いという観点からどうかということについて、大変貴重なご指摘をいただいたと思います。

それでは、時間が参りまして、ちょっと延びておりますけれども、ここで後半部分のヒアリングを以上としたいと思います。外部評価モニターの皆様、ありがとうございます。意見シートをお配りしておりますので、お帰りの際に事務局職員にご提出いただければと思います。本日は、ご参加ありがとうございました。

それでは、事務局から何かありましたらどうぞ。

○事務局 それでは、委員の皆様、また外部評価モニターの皆様、遅い時間まで大変ありがとうございました。ただいま班長のほうからお話しございましたように、外部評価モニターの皆様におかれましては、意見シートを2枚、今回2つの施策をお聞きいただきましたけれども、それぞれヒアリングをお聞きいただきまして、施策に対する区の取り組みについて、どのような感想をお持ちになられたか、シートのほうにご記入をお願いいたします。このシートにつきましては、本会場出口におります職員にお帰りの際にご提出いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、委員の先生には外部評価シートの作成をお願いいたします。こちらにつきましては、恐れ入りますが、7月24日（月曜日）までに各班の担当者宛にメールでご提出いただければと思います。

なお、本日ご参加いただきました外部評価モニターの皆様からいただいた意見シートにつきましては、明日まで先生方のほうに送付させていただきますので、モニターの皆様のご意見も参考にいただき、外部評価シートを作成していただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○班長 ありがとうございます。

それでは、外部評価モニターの皆様さん、お手数ですがけれども、シートのご提出をお願い

いたします。

以上をもちまして、第3回の江東区外部評価委員会、B班のヒアリング2回目を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 9時8分 閉会